

令和3年4月5日

## 懲戒処分について

当村は、地方公務員法第29条第1項及び職員の懲戒に関する条例に基づき、下記のとおり職員を処分したので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 事案の内容

原村情報セキュリティポリシーの違反により、令和2年4月3日付けで訓告の処分とし注意したが、その後も原村セキュリティポリシーに違反する行為を繰り返し行っていた。

また、被処分者は、課長職として、職場内の情報セキュリティ対策の責任者としての立場にありながら、その後もこのような行為を繰り返し行っていた。

#### 2 被処分者

課長 50歳代男性

#### 3 処分量定

戒告

#### 4 処分年月日

令和3年3月31日

この度の村職員の懲戒処分により、村民の皆様の信頼を大きく損ねる事態となりましたことは誠に遺憾であり、心からお詫び申し上げます。

被処分者は、課長職として、職場内の情報セキュリティ対策の責任者としての立場にありながら、原村セキュリティポリシーに違反する行為を繰り返し行っており、決して許される行為ではありません。常日頃より法令等遵守の徹底については、これまでもあらゆる機会を通じて注意、指導してきたところであります。

しかしながら、このような事態が発生したことは非常に残念であり、このことを重く受け止め、今後は、再びこのような事態が発生することのないよう、改めて全職員への指導を徹底するとともに、村職員としての自覚と責任の意識啓発に努め、村民の皆様からの信頼回復に向け全力で取り組んで参ります。

原村長 五味 武雄